

資格ガイドライン・規程

こども音楽療育士

一般財団法人全国大学実務教育協会

資格ガイドライン

A	本協会の資格改革の考え方編	1
B	教育課程編成のしかた編	5
	「こども音楽療育士」資格教育課程編成	5
C	資格到達目標達成度評価制度の運用編	13

資格認定規程

こども音楽療育士資格認定規程	29
----------------	----

資格のガイドライン（**A** 本協会の資格改革の考え方編）

1. 本ガイドラインの概要

このガイドラインは、本協会の資格改革の基本的な考え方に基づいて、当該大学が資格認定を受けようとする場合はむろんのこと、現行の場合も該当するものとして、それぞれについて記載している。したがって、ガイドラインは「A. 本協会の資格改革の考え方」、「B. 資格ごとの教育課程編成のしかた」、「C. 資格到達目標達成度評価制度の運用」、この3つの構成からなっている。

はじめに、本協会の資格改革の経緯について、その概要を述べると、「実社会の変化に対応する実務教育・キャリア教育に係る認定事業を推進し、その質保証をはかる」ため、会員校のご協力のもと、2013年度から中長期的な視点をもって資格改革の取り組みを始めた。第一弾「資格教育課程の見直しと到達目標の明確化」、第二弾「実践キャリア実務士教育課程から始める到達目標達成度評価制度による質保証方法導入の試行検討」、第三弾「全資格の到達目標を達成する教育課程編成と学修成果の可視化の整備」に段階的に取り組みを続け、2023年度までに外形的整備を終える予定とした。それ以降は、第四弾「大学と実社会をつなぐ全資格について、継続的な内容充実化と質保証の実質化」として、長期間の実現を見通している。

この段階的な取り組みは、現在、下記②まで進んでいる。

①資格到達目標のもと資格教育課程編成、または再編に取り組むこと。（2013年度から開始）

②資格到達目標達成度評価制度の整備をする。（2016年度から開始）

この評価制度は、資格教育課程評価の学修成果を、大学教育の単位修得結果と学生自己評価を一連の評価制度として行うもの。この学生自己評価は、協会標準型（※¹）または当該大学が独自に開発した大学独自型（事前提出）のものとし、いずれもルーブリック（※²）を活用する到達目標達成度評価表（※³）で行うこと。（2023年度までに整備予定）

③資格の内容充実化と質保証の実質化を実現する資格改革は、これからも長期的、継続的に取り組むことにする。（2040年度を目途に）

（※¹）協会標準型の到達目標達成度評価表は、ガイドライン C の「資格教育課程履修の学生配布用資料」として添付の到達目標達成度評価表を参照のこと。

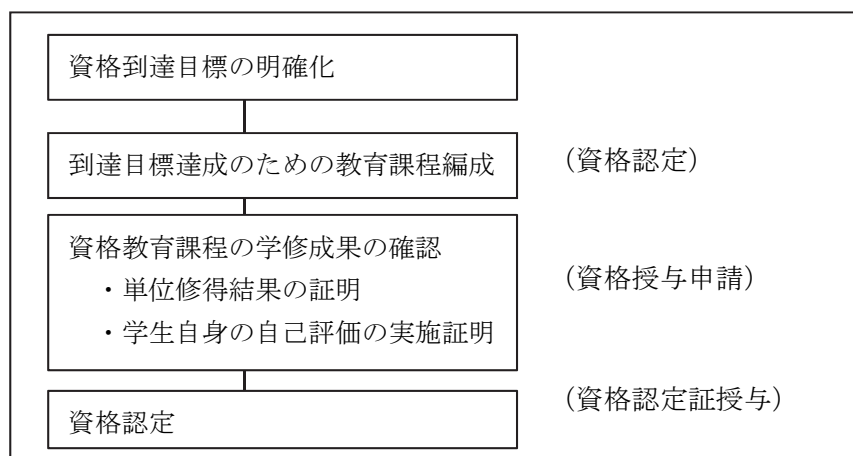
（※²）ルーブリック（rubric）とは、「目標に準拠した評価」のための「基準」つくりの方法論であり、学生が何を学修するのかを示す評価基準と学生が学修到達しているレベルを示す具体的な評価基準をマトリクス形式で示す評価指標である。（中教審大学教育部会 2011年12月9日 説明資料より）

（※³）到達目標達成度評価表およびその運用については、資格ガイドライン「C. 資格到達目標達成度評価制度の運用編」を参照のこと。

2. 資格到達目標達成度評価制度の基本的考え方

本協会の資格認定を受けるにあたって、各大学および短期大学（以下、「大学」と称する）は、協会が定める到達目標とそれを実現する教育課程編成方針に沿って、まず到達目標（開発能力を明示）および具体的な学修目標を策定し、それらを達成する教育課程を編成する必要がある。そして資格授与申請には、この教育課程で学んだ学生各位の学修成果を単位修得結果で証明することに加えて、この教育課程を所定の到達目標達成度評価表で「学生自己評価」を実施すること、この両方を求める。この一連の取り組みを「資格到達目標達成度評価制度」と称し、この制度の導入によって、協会資格の有用性を可視化できると考えている。とりわけ学生自己評価による学修体験が自身の学修継続力を高める一助になり、また当該大学の教育と実社会をつなぐ教育課程の特色を一層鮮明にできると捉えている。

資格到達目標達成度評価制度と協会資格



(1) 協会が示す「到達目標」はどのように策定しているのか

本協会は 1973 年の発足以来、教養教育や専門教育と調和した“実務実践教育”を追求し、大学が担う人材育成に役立つことを目的に活動してきた。その間、就職先、卒業生、教員を対象とする調査研究を実施し、教育目標や教育課程の改善など新たな提案をしてきた。

しかし今、働く現場が常に変化しており、これまでにない新たな問題が起き、複雑な様相を呈している。この予測困難な時代において実務を担うには、汎用的能力や専門領域の知識・スキルの修得にとどまらず、「多様な職業能力の基盤となる課題発見力・創造的解決力と学び続ける力」の修得が重要になっている。そこで 2013 年度から協会資格の資格到達目標を見直して、これまでの人間力を備えた汎用的能力や専門的知識・スキル・態度に加えて、大学教育のベースにおく課題発見力・創造的解決力、学びの継続力（＝総合的実践力）を前面に打ち出す資格到達目標を明確化して、大学と実社会をつなぐ資格教育の実現を目指している。

(2) 協会が示す「資格教育課程の基本的な枠組み」とは

資格教育課程編成の指針となる「資格教育課程の基本的な枠組み」は、次の 3 つの領域からなる。1 つめは「その資格に必要なキャリア・教養を含む基礎的な知識・能力と社会人基礎力」の領域、2 つめは「その資格に必要な知識、スキルを含む実務実践力」の領域、3 つめはどんな働き方になってもその基盤となる「その資格全般に係る課題発見力・創造的解決力と学びの継続力（＝総合的実践力）」の領域である。なかでも、この 3 つめの領域の能力は、大学教育における実現可能な能力として捉え、その教育プログラム開発に重要な意義があると考えている。

資格教育課程の基本的な枠組み

3つ領域	到達目標	開発能力	具体的な学修目標	学修プログラム
領域1 その資格に必要なキャリア・教養を含む基礎的な知識・能力と社会人基礎力の領域	到達目標1	開発能力1	具体的な学修目標	学修プログラムの内容
領域2 その資格に必要な知識、スキルを含む実務実践力の領域	到達目標2	開発能力2	具体的な学修目標	学修プログラムの内容
領域3 その資格全般に係る課題発見力・創造的解決力と学びの継続力(=総合的実践力)の領域	到達目標3	開発能力3	具体的な学修目標	学修プログラムの内容

- ・ 3つの領域と到達目標：3つの領域に対して、各資格教育課程が実現する到達目標を設定している。
- ・ 開発能力：到達目標を達成するために、資格教育課程で開発能力を示している。
- ・ 具体的な学修目標：学生が開発能力を修得するために、達成すべき具体的な学修目標を示している。
- ・ 学修プログラム：授業科目の学修目標を達成するための授業内容、授業方法、授業の組み立てを含むものである。

3. 資格申請業務の簡素化

資格申請時に、2018年度から一括表と称している「資格認定証授与者名簿並びに単位修得及び学修成果評価証明書（一括表）」を求めている。なお、既に資格到達目標達成度評価制度を導入している大学においては、一括表に学生の「到達目標達成度評価結果」を求めてきた。この記載方法が、2023年度から一部変更となり、簡素化する。資格改革第三弾「全資格の到達目標を達成する教育課程編成と学修成果の可視化」の整備方針による一部変更である。

具体的には、A欄の大学教育として求める「資格認定証授与者名簿並びに単位修得及び学修成果評価証明書（一括表）」の記載内容は従前通りであるが、B欄の学生自己評価として求める「到達目標達成度評価結果」とその「教員評価」について、その評価方法を一部変え、申請に教員評価の記載を不要とし、教員評価欄をなくして、学生の自己評価のみとした（2023年度申請から義務化）。これまでの制度では教員が評価時期や方法に悩まされるという意見が出ていたので、この変更で少し改善されると思われる。

しかし、この制度の一部変更に伴い、教職員にお願いしたいことは、資格教育課程を学修する学生に、資格授与申請にはルーブリック活用の自己評価表の記入提出が必要であることの事前説明（説明用資料有り）である。

「こども音楽療育士」資格ガイドライン (**[B]** 資格ごとの教育課程編成のしかた編)

◇こども音楽療育士の教育目標

音楽を通して、心身に何らかの障がいがあるこどもたちの発達的な援助を行うための音楽療育に関する基礎知識・専門知識に加え、それに必要とされる技術と実践能力とを養成する。

1. 「こども音楽療育士」の領域別資格到達目標と教育課程編成方針

(1) 本資格の「3つの領域の資格到達目標」「開発能力」「具体的な学修目標」

本資格の3つの領域ごとの「資格到達目標」ならびに、それらを達成するための「開発能力」「具体的な学修目標」を次に示す。

領域1の 資格到達目標	こども音楽療育の基礎となる保育・教育・福祉の知識、音楽と発達の知識、音楽知識や技術を広く身につけ、実践学修ができる基礎能力を修得している。
----------------	---

開発能力	能力の内容	具体的な学修目標
1-1 音楽の基本知識と音楽技術	音楽療育の基礎となる音楽知識と音楽技術を身につける能力	①音楽理論、鍵盤楽器、打楽器、歌、身体表現、音楽遊びに関する基礎知識および基礎的な音楽技術がある。
1-2 音楽療育に必要な基礎的な知識	こどもや障がい児・者を理解するための「障がい児、心理、保健」に関する知識を身につける能力	②障がいのあるこどもたちを理解するための保育、教育、福祉、さらに心身の発達、障がい特性、保健について理解している。
1-3 音楽療育に必要な音楽知識・技術の活用力	音楽療育の実践に必要な基礎的音楽知識・技術を身につけ、それを活用する能力	③打楽器・鍵盤楽器などの楽器の名称と基本的奏法、コード記号について説明でき、簡単なピアノ伴奏の方法を説明できる。 ④簡単な曲の弾き歌いができる。 ⑤手遊びや歌遊びを発達援助のために用いる遊びの展開および身体活動において実践ができる。 ⑥保育の場で音楽遊びや身体表現活動の実践ができる。 ⑦こども曲の曲想や曲の構成を理解し、発達援助のために曲を簡単に構成できる。

領域 2 の 資格到達目標	こども音楽療育の意義を理解し、専門知識・技術を修得している。
------------------	--------------------------------

開発能力	能力の内容	具体的な学修目標
2-1 音楽と発達 の理解	乳幼児・児童の心身の発達と音楽的発達、遊びについての基礎的知識を備え、それを活用する能力	⑧乳幼児、児童の心身の発達、音楽的発達、心身の発達と遊びとの関係を理解している。 ⑨障がい児保育、統合保育、通常保育における音楽の意義について理解している。
2-2 音楽療育 知識	音楽療育に関する基礎・専門的知識を備え、それを活用する能力	⑩発達障がい児、肢体不自由児、知的障がい児、視覚障がい児、聴覚障がい児などの障がい種別音楽療育の意義と具体的援助方法について理解している。
2-3 音楽療育 に必要な 実践力	音楽療育の実践に必要な実践力を身につける能力	⑪障がい種別、形態別(個別・集団)の療育の実践ができる。 ⑫発達を援助していくための音楽遊びを実践できる。

領域 3 の 資格到達目標	こども音楽療育や音楽の演習を通して、専門知識や技術を使って総合的に実践する能力を備え、スペシャリストとして、学びを継続する重要性を理解している。
------------------	--

開発能力	能力の内容	具体的な学修目標
3-1 音楽療育の 総合的実践 力	音楽療育を実践するための知識と技術を総合的に活かして実践できる能力	⑬障がい児との交流を通して、障がいについての理解を深めることができる。 ⑭療育や保育において発達を援助するための効果的な音楽の使用方法を理解している。 ⑮心身の発達過程と音楽的発達の関係を体験的に理解することができる。
3-2 実践活動 における 学びの継 続力	音楽療育学修を通して学びを継続する能力	⑯障がい種別・形態別音楽療育の具体的援助方法の意義を見出し、簡単な実践をすることができ、さらに学びを深める重要性を理解している。

(2) 必修科目と選択科目の設計

①必修科目

本資格の必修科目は次の3つの領域の資格到達目標を達成する重点科目をそれぞれの領域ごとに領域1は4単位、領域2は3単位、領域3は1単位、合計8単位以上選定して設定する。

領域1 基礎となる知識・音楽技術の領域

領域2 専門知識・技術の領域

領域3 総合的実務実践力の領域

こども音楽療育士の資格到達目標を実現するために、具体的な学修目標を視野に入れ、こども音楽療育士として必要な学修内容を全体的に含む科目である。必修科目を履修することで、こども音楽療育士教育課程の中核となる学修成果を達成することができる。

②選択科目

選択科目とは、本資格の具体的な学修目標の達成度を拡充するための科目である。3つの領域からこども音楽療育士の資格到達目標および具体的な学修目標の達成度を高めるように、教育課程を設計することが重要である。なお、各領域を複合させた設計も可能である。

2. 資格教育課程の編成のしかた

資格改革による教育課程編成の大きな変更によって、当該大学は、協会が示す資格到達目標（開発能力で明示）を踏まえていれば、自学の人材育成にそった教育課程を編成することができるようになった。

しかし、当面は簡便法として、資格教育課程の必修科目と選択科目に関して、協会が示す3つの資格到達目標に対応する「開発能力」および「具体的な学修目標」から、自学の授業科目の教育目標にマッチするものをシラバスで確認し、5割以上選択して教育課程を編成する方法をとる。

したがって、簡便な進め方として「資格到達目標・具体的な学修目標とその達成のための教育課程編成表」(※¹)を次の要領で完成させて提出することができる。

㊦申請する資格教育課程表で、3領域を確認しながら授業科目を仮設定する。

㊧各授業科目の単位数、学修目標、目標を達成するための学修プログラムを明記する。

㊨授業科目ごとにA欄から開発能力を選択し、明記する。

㊩選択した開発能力に対応する具体的な学修目標から達成できるものをB欄で確認し、選択して明記する。

㊪資格の到達目標を達成するための重点科目を領域ごとに選択し、資格教育課程の必修科目として●をつけ、その他の科目を選択科目として○をつけておく。

ここで資格教育課程全体を俯瞰し、不備に気づいた場合は修正して授業科目を確定

する。

㊦必修・選択科目の単位数が要件を満たしているか確認し、必修単位数と総単位数の合計を明記する。

(※¹)「資格到達目標・具体的な学修目標とその達成のための教育課程編成表」は、記入例の資料参照のこと。

3. 資格到達目標・具体的な学修目標と教育課程編成の例示

(1) 授業科目の例「こども音楽療育概論」

授業科目の学修目標 障がいのあるこどもの音楽療育に関する基礎知識・専門知識を身につける。心身の発達過程と音楽的発達の関係、音楽と遊びとの関係、音楽療育の意義と障がい種別の具体的援助方法を身につける。

開発能力：2-1 音楽と発達の理解

2-2 音楽療育知識

対応する資格の具体的な学修目標

- ⑧乳幼児、児童の心身の発達、音楽的発達、心身の発達と遊びとの関係を理解している。
- ⑨障がい児保育、統合保育、通常保育における音楽の意義について理解している。
- ⑩発達障がい児、肢体不自由児、知的障がい児、視覚障がい児、聴覚障がい児などの障がい種別音楽療育の意義と具体的援助方法について理解している。

学修項目・学修プログラム

学修項目	学修プログラム
・心身の発達と音楽的発達 ・音楽療育の基礎知識 ・肢体不自由児への音楽療育 ・知的障がい・発達障がい児への音楽療育 ・視覚・聴覚障がい児への音楽療育 ・音楽療育の基本的理念	障がいのあるこどもの音楽療育に関する基礎・専門知識や心身の発達過程と音楽的発達との関係、音楽と遊びとの関係、障がい種別の具体的援助法を学ぶプログラム

(2) 授業科目の例「こども音楽療育演習」

授業科目の学修目標 音楽療育の実践に必要な基礎的音楽知識と技術を身につけ、それを活用できる。また、音楽療育の実践に必要な総合的な実践力を身につけ、実践することができる。

開発能力：1-3 音楽療育に必要な音楽知識・技術の活用力

2-3 音楽療育に必要な実践力

対応する資格の具体的な学修目標

- ③打楽器・鍵盤楽器などの楽器の名称と基本的奏法、コード記号について説明でき、簡単なピアノ伴奏の方法を説明できる。
- ④簡単な曲の弾き歌いができる。
- ⑤手遊びや歌遊びを発達援助のために用いる遊びの展開および身体活動において実践ができる。
- ⑥保育の場で音楽遊びや身体表現活動の実践ができる。
- ⑦こども曲の曲想や曲の構成を理解し、発達援助のために曲を簡単に構成できる。
- ⑪障がい種別、形態別(個別・集団)の療育の実践ができる。
- ⑫発達を援助していくための音楽遊びを実践できる。

学修項目・学修プログラム

学修項目	学修プログラム
・音楽基礎的技術の習得 ・音楽の構成の方法 ・肢体不自由児への音楽療育 ・知的障がい・発達障がい児への音楽療育 ・視覚・聴覚障がい児への音楽療育 ・発達援助のための遊びと音楽	障がいのあるこどもの音楽療育を実践するための技術習得を実践演習によって学ぶプログラム

(3) 授業科目の例「こども音楽療育実習」

授業科目の学修目標 音楽療育を実践するための知識と技術を実習等を通して総合的に活かして実践できる。

開発能力：3-1 音楽療育の総合的実践力

3-2 実践活動における学びの継続力

対応する資格の具体的な学修目標

- ⑬障がい児との交流を通して、障がいについての理解を深めることができる。
- ⑭療育や保育において発達を援助するための効果的な音楽の使用方法を理解している。
- ⑮心身の発達過程と音楽的発達の関係を体験的に理解することができる。
- ⑯障がい種別・形態別音楽療育の具体的援助方法の意義を見出し、簡単な実践をすることができ、さらに学びを深める重要性を理解している。

学修項目・学修プログラム

学修項目	学修プログラム
・障がいのある子どもたちと積極的に関わりをもつことができる。 ・支援者の療育の意図を理解することができる。 ・心身の発達と音楽的発達との関係を、現場を見て理解することができる。 ・障がい種別の具体的援助方法の意義を見出すことができる。	施設、保育所、通園事業、児童デイサービス、障がいのある子どもたちとのグループ体験やボランティア体験を通した総合的な実習プログラム

こども音楽療育士の資格到達目標・学修目標とその達成のための教育課程編成表

記入事例

※下記の該当箇所の□に印を付してください。

大学名		申請する教育課程の実施予定年度	年度から
資格教育課程責任者 所属・役職名・氏名		使用する到達目標達成度評価表の種類	☐ 本協会が定める到達目標達成度評価表（協会標準型） ☐ 大学独自の評価方法（大学独自型）
連絡責任者 所属・役職名・氏名			

◇本資格の教育目標
音楽を通して、心身に何らかの障がいがあるこどもたちの発達的な援助を行うための音楽療育に関する基礎知識・専門知識に加え、それに必要とされる技術と実践能力とを養成する。

本資格の到達目標・開発能力・具体的な学修目標一覧

到達目標	開発能力 (A)	具体的な学修目標 (B)
領域 1	1-1 音楽の基礎的な知識と音楽技術	①音楽理論、鍵盤楽器、打楽器、歌、身体表現、音楽遊びに関する基礎知識および基礎的な音楽技術がある。
	1-2 音楽療育に必要な基礎的な知識	②障がいのあるこどもたちを理解するための保育、教育、福祉、さらに心身の発達、障がい特性、保健について理解している。
	1-3 音楽療育に必要な音楽・技術・活動力	③打楽器・鍵盤楽器などの楽器の名称と基本的奏法、コード記号について説明でき、簡単なピアノ伴奏の方法を説明できる。 ④簡単な曲の弾き歌いができる。 ⑤手遊びや歌遊びを発達援助のために用いる遊びの展開および身体活動において実践ができる。 ⑥保育の場で音楽遊びや身体表現活動の実践ができる。 ⑦こども曲の曲想や曲の構成を理解し、発達援助のために曲を簡単に構成できる。
領域 2	2-1 音楽と発達の理解	⑧乳幼児、児童、心身の発達、音楽的発達、心身の発達と遊びとの関係を理解している。 ⑨障がい児保育、統合保育、通常保育における音楽の意義について理解している。
	2-2 音楽療育知識	⑩発達障がい児、肢体不自由児、知的障がい児、視覚障がい児、聴覚障がい児などの障がい、個別音楽療育の意義と具体的な援助方法について理解している。
	2-3 音楽療育に必要な実践力	⑪障がい、個別、形態別(個別・集団)の療育の実践ができる。 ⑫発達を援助していくための音楽遊びを実践できる。
領域 3	3-1 音楽療育の総合的実践力	⑬障がい児との交流を通して、障がいについての理解を深めることができる。 ⑭療育や保育において発達を援助するための効果的な音楽の使用方法を理解している。
	3-2 実践活動における継続力	⑮心身の発達過程と音楽的発達の関係を体験的に理解することができる。
	3-3 実践活動における自己学習力	⑯障がい、個別・形態別音楽療育の具体的な援助方法の意義を見出し、簡単な実践をすることができ、さらに学びを深める重要性を理解している。

申請する教育課程

授業科目名	資格必修選択	開発能力 (A)から選択	学修目標 (B)から選択	単位数	申請する授業科目の学修目標	学修目標を達成するための学修プログラム
領域 1	●	1-1	①	2	保育現場における音楽の使い方を知り、こどもの発達に応じた音楽遊びの展開ができる。保育の現場に活かせる実践力と感性を身につける。	表現力を高めるための知識・スキルを、実習を通して身につけるプログラム
	○	1-2	②	2	障がいの原因、特性について理解でき、生活、遊び、集団の総合的な観点から障がいを抱え、障がい児保育の方法について説明できる。	障がい児保育のテキストの学修内容の理解を深める。理解促進のためのテストやグループ討議を行うプログラム
	○	1-2	②	2	生命の大切さを感じ、こどもの発達・発達・特に身体・発育、生理的機能の発達、運動発達について説明できる。	グループ討議、調べ学習の成果を発表するなど、能動的な関わりを入れながら学修の理解を深めるプログラム
	●	1-3	④⑦	2	ピアノ曲、童謡教材曲を中心に基礎的なピアノ技法を習得し、簡単な伴奏をつけることができる。	個別指導やグループ指導を中心としながら個々の習熟度に合わせた指導を行うプログラム
	○	1-2	②	2	現代社会における児童家庭福祉の意義と歴史の変遷について説明でき、児童家庭福祉と保育との関連性や児童の人権、児童家庭福祉の動向と展望について説明できる。	児童家庭福祉のテキストの学修内容の理解を深める。理解促進のためのテストやグループ討議を行うプログラム
領域 2	○	1-3	③⑤⑥	2	保育現場での音楽を使った表現活動の実践をめざし、簡単な楽器や鍵盤楽器を使って、音楽遊びや身体表現活動ができる。	音楽による表現力を高めるためのスキルを実習を通して身につけるプログラム
	●	2-1 2-2	⑧⑨⑩	2	障がいのあるこどもの音楽療育に関する基礎知識・専門知識を身につける。心身の発達過程と音楽的発達との関係、音楽と遊びとの関係、音楽療育の意義と障がい、個別の具体的な援助方法を身につける。	障がいのあるこどもの音楽療育に関する基礎・専門知識や心身の発達過程と音楽的発達との関係、音楽と遊びとの関係、障がい、個別の具体的な援助方法を学ぶプログラム
	●	1-3 2-3	③④⑤⑥⑦⑪⑫	1	音楽療育の実践に必要な基礎的音楽知識と技術を身につけ、それを活用できる。また、音楽療育の発展に必要な総合的な実践力を身につけ、実践することができる。	障がいのあるこどもの音楽療育を実践するための技術習得を実践演習によって学ぶプログラム
	○	2-1	⑧	2	音や音楽的な感覚からだに与える影響について、乳幼児の心身の発達と関連づけ説明できる。	乳幼児保育における音や音楽を使った活動の実際の現場を通して、学修内容の理解を深め、グループ討議を行うプログラム
	●	3-1 3-2	⑬⑭⑮⑯	1	音楽療育を実践するための知識と技術を実習等を通して総合的に活かして実践できる。	施設、保育所、通園事業、児童デイサービス、障がいのあるこどもたちとのグループ体験やボランティア体験を通して総合的な実習プログラム
領域 3	○	3-1	⑬	2	障がいのあるこどもたちと積極的に関わり、集団遊びを提供することができる。	施設、保育所、通園事業、児童デイサービス等における、ボランティア体験を通じた実習プログラム

必修修得単位数	領域 1	(4) 単位	領域 2	(3) 単位	領域 3	(1) 単位	総修得単位数	(20) 単位
---------	------	--------	------	--------	------	--------	--------	---------

記入の方法

- ・授業科目ごとに、開発能力を（Ａ）欄から選択し、開発能力に対応する具体的な学修目標から達成できるものを（Ｂ）欄から選択する。それぞれの番号を教育課程の所定の欄に明記する。
- ・資格必修・選択の欄は、資格の到達目標を達成するための重点科目を選択し、資格教育課程の必修科目として●を明記し、その他の科目を選択科目として○を明記する。なお、必修科目を、選択必修科目とする場合には▲を明記する。

資格のガイドライン ([C] 資格到達目標達成度評価制度の運用編)

1. 資格到達目標達成度評価制度とは

現在、高等教育機関における学修成果の質保証が求められている。同様に、本協会に対しても、資格の質保証、社会的通用性の保証が求められている。この動きが加速することを予想して、本協会は全ての資格の改革に 2013 年から計画的に取り組んできた。まず資格到達目標の設定、それを達成する資格教育課程の再編を進めてきた。また同時に、ルーブリックを活用する資格教育課程全体の学修成果を確認する方法として、「到達目標達成度評価表」(協会標準型)を提案し、学生の自己評価を加える資格の質保証を推進してきた。

この資格到達目標に基づく教育課程の学修成果の評価として、大学の単位認定による評価に加えて学生自己評価を実施し、実務学修の継続力向上へとつなぐこととする。なお、これら一連の評価制度を「資格到達目標達成度評価制度」と称する。

2. 学修の質保証の方法

資格教育課程の質保証には、資格改革において量的データと質的データで総合的に評価することが必要である。本協会では、量的データとしては、大学および短期大学の成績評価をこれにあててきたが、質的データは、ルーブリック(※¹)を活用する到達目標達成度評価表を導入して、資格教育課程全体の学修成果を学生自らが確認できるようにした。この実質化の取り組みを重ねることで、質保証が実現できると考えている。

さて、本協会の資格到達目標達成度評価制度の実現レベルは、資格到達目標を実現化する教育課程編成が整備され、次の「学生自己評価の導入」については、具体には協会が提示する到達目標達成度評価表(協会標準型※²)または当該大学が独自に開発した評価表(大学独自型※³)を活用して行うものとしての取り組みを進めており、実施可能なレベルになっている。つまり評価制度が外形的に整備されてきた段階にあると認識している。

資格改革開始からちょうど 10 年になる 2023 年度から、資格授与申請に際し一括表(※⁴)に資格教育課程の単位認定結果(A)と併せて到達目標達成度評価表の受理(B)に記載の上提出を求めることになる。

そこで、従前に本協会が提案していた学生の自己評価に対する教員評価による確認は省くこととし、当該大学は学生自己評価用の「到達目標達成度評価表(提出用)」を提出することになる。

既に独自の学生自己評価を実施している大学には、同様の一括表による申請により、これまで通りの資格認定証(※⁵)で対応する、また一方で、改組などの個別事情から導入がしばらく遅れる場合には、それに見合った資格認定証で対応することにする。

以上によって、資格を学修する学生の学修成果を担保するとともに、今後も資格の社会的通用性を高めることを会員校と共に目指していきたい。

(※¹) ルーブリック (rubric) とは、「目標に準拠した評価」のための「基準」つくりの方法論であり、学生が何を学修するのかを示す評価基準と学生が学修到達しているレベルを示す具体的な評価基準をマトリクス形式で示す評価指標である。(中教審大学教育部会 2011 年 12 月 9 日説明資料より)

(※²) 本協会が提示する「到達目標達成度評価表(提出用)」(協会標準型)は、C.ガイドラインの資料「資格教育課程履修の学生配布資料」に添付している。

この到達目標達成度制度評価表(提出用)の活用法について、ステップ1は「ルーブリックによる教育課程の到達目標達成度評価表」を活用して、開発能力ごとの自己評価を実施する。ステップ2はステップ1のルーブリックによる自己評価結果を、到達目標達成度評価表(提出用)に転記する。ステップ3は転記結果をもとに、到達目標達成度評価表(提出用)で、領域1、領域2、領域3の到達目標達成度の自己評価結果のまとめをする。最後に、資格学修プロセス全体を振り返って、その内容を「全体振り返りと学修課題」の欄に記入することで、「到達目標達成度評価表(提出用)」の記載は終了する。この一連の自己評価学修によって、各学生の学修継続力向上が期待できると考えている。時間をかけて、学生が自己評価能力を養い、自らの能力開発のための学修課題を形成する力を養うことを真の目的としているので、自己評価結果の数値レベルだけによって資格授与認定が左右されないことを理解しておくことである。

(※³) 当該大学が独自に開発した評価表(大学独自型)について、到達目標の学修成果を学生が確認しやすいものであれば、ルーブリック形式およびそれ以外の評価表も可としている。大事な点は自己評価結果の数値化にとどまらず、時間をかけて今後の自分の開発能力と学修課題を形成する力を養うことの気づきである。

(※⁴) 一括表とは、C ガイドラインに「資格認定証授与者名簿並びに単位修得及び学修成果評価証明書」として添付する提出用の資料である。

(※⁵) 資格認定証は、C ガイドラインに「資格認定証」として図示するものである。

3. 「資格到達目標達成度評価制度」の運用

「資格到達目標達成度評価制度」は、当該大学の単位認定による評価に、ルーブリックを活用する資格教育課程の学生自己評価が加わる(※⁶)、一連の評価制度である。そこで学生、大学教職員、協会担当者が趣旨を理解し、共に連携することによって、資格到達目標達成度評価制度の効率のよい運用が確立していくと期待している。

(※⁶) 学生自己評価の運用については、C ガイドラインに「資格教育課程履修の学生配布用資料」として添付する。

次に運用の基本ポイントをステップ順に掲げておく。

＜ステップ1＞ 資格到達目標達成度評価制度実施の事前準備

- ・認可済の資格到達目標を達成する「教育課程編成表」の確認をする。
- ・資格授与認定について、資格認定の申請年度からさかのぼって単位認定を行いたい場合は、従前から認めているので、学生に明示して運用する。
- ・学生自己評価のための「ループリックによる資格教育課程の到達目標達成度評価表」と「到達目標達成度評価表（提出用）」の整備をする。なお、協会標準型以外の大学独自型のものの使用を可とする。ただし協会へ評価表を提出する。
- ・教職員による資格履修学生へのガイダンスを行う。（資格教育課程編成表の提示・到達目標達成度評価表の配布・到達目標達成度評価表の提出スケジュール確認）

＜ステップ2＞ 履修確認と事前提出

- ・「（見込）資格認定証授与者名簿並びに単位修得及び学修成果評価証明書（一括表）」を協会へ提出する。
- ・学生へ「到達目標達成度評価表（提出用）」による自己評価実施と提出締切り日を通知する。（到達目標達成度評価表の再配布可）

＜ステップ3＞ 「大学単位修得と評価表」の提出

- ・「（確定）資格認定証授与者名簿並びに単位修得及び学修成果評価証明書（一括表）」を協会へ提出する。（一括表(A)(B)欄記入済）
- ・「到達目標達成度評価表（提出用）」を協会へ提出する。

＜ステップ4＞ 資格の認定

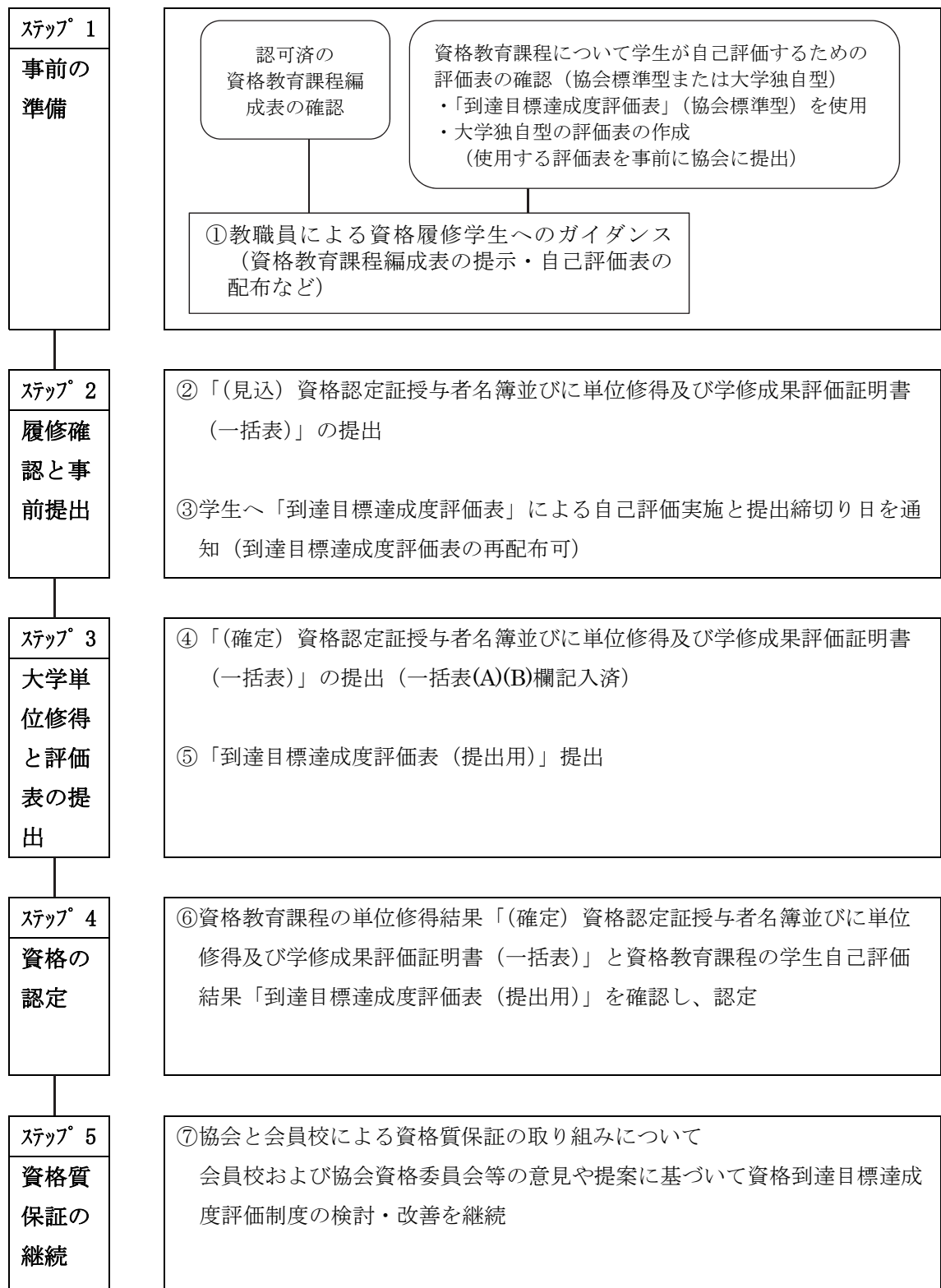
- ・「（確定）資格認定証授与者名簿並びに単位修得及び学修成果評価証明書（一括表）」と「到達目標達成度評価表（提出用）」を確認し、認定する。

＜ステップ5＞ 資格質保証の継続

- ・会員校間や協会資格関係委員会から出される意見・提案をまとめ、資格到達目標達成度評価制度の運用検討や改善を行い、会員校へ提案を継続する。

「資格到達目標達成度評価制度」運用について、流れ図として次に示す。

「資格到達目標達成度評価制度」運用の流れ図



大学名

(見込) or (確定) 「こども音楽療育士」 資格認定証授与者名簿並びに単位修得及び学修成果評価証明書 (一括表)

※授業科目名については記載不要です
※ (A) と (B) は必ず記載して下さい

資格到達目標達成度評価制度を
□導入している

No.	当初申請年度	氏名	フリガナ	生年月日 (西暦)			(A) 大学の教育評価の欄					
							領域別必修科目の 単位数			必修科目 得単位数 ①	選択科目 得単位数 ②	総修得 単位数 (①+ ②)
1							0			0		
2							0			0		
3							0			0		
4							0			0		
5							0			0		
6							0			0		
7							0			0		
8							0			0		
9							0			0		
10							0			0		
11							0			0		
12							0			0		
13							0			0		
14							0			0		
15							0			0		

(注1) 漢字表記は原則「J I S 第1、第2水準」です。

(注2) 大学名・氏名は間違えないよう、記入ください。

(注3) 資格ごとにシートを分けて、1つのExcelファイルにしてください。

※本一括表に記載された一切の個人情報 は本協会が厳正に管理し、資格認定証授与にのみ使用します。



「こども音楽療育士」の 到達目標達成度評価

こども音楽療育士認定証

CERTIFIED CHILD MUSIC HABILITATIVE THERAPIST

山 田 太 郎

20△△年1月1日生

あなたは000大学において
本協会が認定したこども音楽療育士の教育課程を履修し
資格到達目標を達成されましたので本協会定款第6条により
こども音楽療育士の資格を授与いたします

20△△年3月31日

一般財団法人全国大学実務教育協会

会 長 森 脇 道 子



東京都千代田区九段南四丁目2番12号

●資格到達目標1 <こども音楽療育の基礎となる保育・教育・福祉の知識、音楽と発達
の知識、音楽知識や技術を広く身につけ、実践学修ができる基礎能力を修得している>

<開発能力>

- ・音楽療育の基礎となる音楽知識と音楽技術を身につける能力
- ・こどもや障がい児・者を理解するための「障がい児・心理、保健」に関する知識を身につける能力
- ・音楽療育の実践に必要な基礎的音楽知識・技術を身につけ、それを活用する能力

●資格到達目標2 <こども音楽療育の意義を理解し、専門知識・技術を修得している>

<開発能力>

- ・乳幼児・児童の心身の発達と音楽的発達、遊びについての基礎的知識を備え、それを活用する能力
- ・音楽療育に関する基礎・専門的知識を備え、それを活用する能力
- ・音楽療育の実践に必要な実践力を身につける能力

●資格到達目標3 <こども音楽療育や音楽の演習を通して、専門知識や技術を使って総合的に実践する能力を備え、スペシャリストとして、学びを継続する重要性を理解している>

<開発能力>

- ・音楽療育を実践するための知識と技術を総合的に活かして実践できる能力
- ・音楽療育学修を通して学びを継続する能力

上記の資格到達目標を全て達成したことを証明する。

〇〇〇〇大学 学長

一般財団法人全国大学実務教育協会 会長

資格教育課程履修の
学生みなさんへ

「到達目標達成度評価表」の提出要領

1. 「到達目標達成度評価表」の提出について

本資格の授与認定の条件として、大学から本協会に対して「資格認定証授与者名簿並びに単位修得及び学修成果評価証明書（一括表）」と「到達目標達成度評価表（※¹）（提出用）」の提出が必要です。この到達目標達成度評価表の提出を円滑に行うために、履修のスタートと履修終了の時期に、この資料に目を通して対応してください。

（※¹）以下に示す「到達目標達成度評価表」は協作成のものであるが、大学独自に作成する評価表も可としているので、それを使用する場合は各大学の説明に従ってください。

（1）ループリック（※²）を活用する「到達目標達成度評価表」とは

到達目標達成度評価表は、協会資格教育課程の受講結果を、資格の到達目標達成度によって総合的に自己評価するためのものです。この到達目標達成度評価表の活用によって、個別の到達目標（開発能力）をどれだけ達成できたのかを確認し、次にこの資格到達目標の総合的達成度を表示し、最後に達成度をさらに高めるためにはどのような課題があるのかを見つけ、これを今後の自己学修の目標とする。この一連の自己評価学修を可能にする評価表です。

（※²）ループリックとは、「目標に準拠した評価」のための「基準」つくりの方法論であり、学生が何を学修するかを示す評価基準と学生が学修到達しているレベルを示す具体的な評価基準をマトリクス形式で示す評価指標のことです。（中教審大学教育部会 2011 年 12 月 9 日 説明資料より）

（2）ループリックを活用する「到達目標達成度評価表」による自己評価とは

自己評価は、到達目標達成度評価表を活用して行います。その際、自己評価結果の数値（レベル5～レベル1）によって、資格授与認定が左右されることはありません。その理由は、自己評価が時間をかけて自らの能力開発のための学修課題を発見し、自己学修に継続して取り組み、この自己評価能力を養うことを真の目的にしているからです。到達目標達成度評価表の活用による一連の自己評価活動が徐々に自己評価能力を高め、その後の学修継続力となっていくと意識して自己評価に取り組み、その結果をありのまま記述してください。

2. 到達目標達成度評価表の記入方法

（1）学修成果の総合評価のしかた

- ①「到達目標達成度評価表（提出用）」について、領域別到達目標、開発能力、具体的な学修目標の内容確認、および学生自己評価（項目別レベル・領域別レベル）の記入欄の確認をする。
- ②具体的な進め方のステップ1は、「ループリックによる資格教育課程の到達目標達成度評価表」を使用する場合は、自分が到達している学修成果レベルを、レベル5～レベ

ル1で自己評価する。なお、開発能力に該当する授業科目や学修プログラムを履修していない場合は空欄にする。

- ③ステップ2は、ステップ1で行った自己評価結果を「到達目標達成度評価表（提出用）」の該当欄に転記する。その際も、開発能力の項目を全て満たしていなくてもよいので、該当する項目を確認して転記する。
- ④最後のステップ3は、転記結果をもとに、領域1～領域3の到達目標ごとの自己評価達成度をまとめ、総合評価欄の該当レベルに○を記入する。その際、開発能力の評価レベルの平均を出して記載するのではなく、あくまで領域別の到達目標をじっくり確認し、総合的な達成度レベルを決めて記載すること。

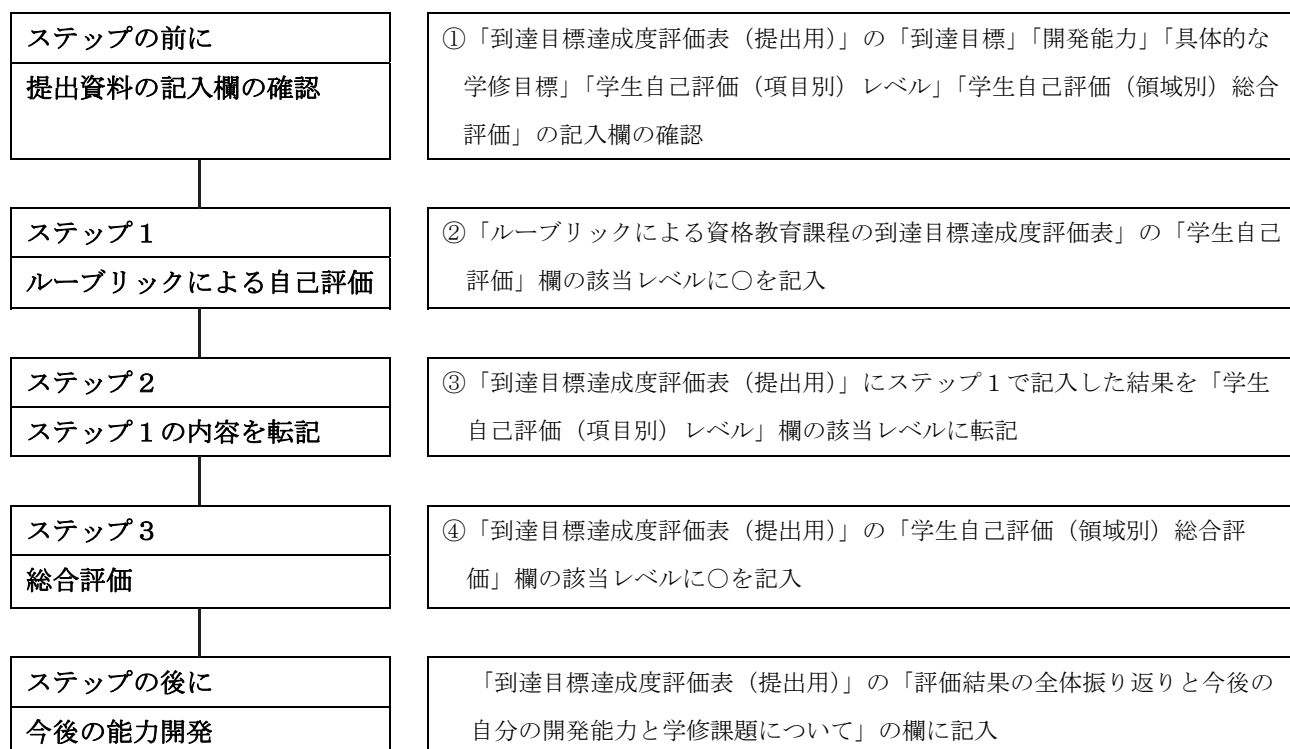
（２）今後の能力開発

- ①学修成果の自己評価プロセス全体を振り返ってその内容を「到達目標達成度評価表（提出用）」の「評価結果の全体振り返りと今後の自分の開発能力と学修課題について」の欄に記入する。
- ②「到達目標達成度評価表（提出用）」の記入が終了したら、控をとって（義務化ではない）、大学の所定の提出先に締め切り日までに提出すること。大学がこの「到達目標達成度評価表（提出用）」の受理の確認の記載を含めた「資格認定証授与者名簿並びに単位修得及び学修成果評価証明書（一括表）」と「到達目標達成度評価表（提出用）」を併せて本協会へ提出をし、最終資格認定を行う。

添付資料 A ルーブリックによる資格教育課程の到達目標達成度評価表

添付資料 B 到達目標達成度評価表（提出用）

到達目標達成度評価表（提出用）の記入方法の流れ図



「ルーブリックによる資格教育課程の到達目標達成度評価表」
【こども音楽療育士】教育課程 到達目標達成度評価表

領域 1

資格 到達 目標	開発能力	具体的な学修目標	レベル 5（90 点以上）	レベル 4（80～89 点）	レベル 3（70～79 点）	レベル 2（60～69 点）	学生自己 評価
こども音楽療育の基礎となる保育・教育・福祉の知識、音楽と発達の知識、音楽知識や技術を広く身につけ、実践学修ができる基礎能力を修得している。	1-1 音楽の基 本知識と 音楽技術	①音楽理論、鍵盤楽器、打楽器・歌、身体表現、音楽遊びに関する基礎知識および基礎的な音楽技術がある。	・音楽の基礎的な理論と鍵盤楽器・打楽器・歌・身体表現・音楽遊びの重要なポイントについて保育現場の実情を踏まえて説明でき、それらの知識をもとに様々な音楽技術を組み合わせる <u>保育の現場で実践できる。</u>	・音楽の基礎的な理論と鍵盤楽器・打楽器・歌・身体表現・音楽遊びについて保育現場の実情を踏まえて説明でき、 <u>場面に合わせた音楽実践ができる。</u>	・音楽の基礎的な理論と鍵盤楽器・打楽器・歌・身体表現・音楽遊びについて基本的な事項を説明できる。こども曲の旋律を弾きながら伴奏形態を工夫することが <u>できる。</u>	・教科書などを使って、音楽の基礎的な理論と鍵盤楽器・打楽器・歌・身体表現・音楽遊びとそれらの音楽技術の使い方について基本的な事項を説明できる。 <u>こども曲の旋律を弾きながら、簡単な伴奏をつけることができる。</u>	5・4・3・2・1
	1-2 音楽療育に必要 な基礎的な 知識	②障がいのあるこどもたちを理解するための保育、教育、福祉、さらに心身の発達、障がい特性、保健について理解している。	・保育の観点から障がいの原因や特性を説明でき、それらの知識を活用してこどもの生活・遊び、集団における障がいの影響を説明でき、こどもの発達に有効な障がい児保育の方法とそれらの課題や改善方法について説明 <u>できる。</u>	・保育の観点から障がいの原因や特性を説明でき、それらの知識を活用してこどもの生活、遊び、集団における障がいの影響を説明でき、こどもの発達に有効な障がい児保育の方法について説明 <u>できる。</u>	・障がいの原因や特性、こどもの生活、遊び、集団における障がいの影響、障がい児保育の方法について <u>基本的な</u> ポイントを説明できる。	・教科書などを使って、障がいの原因や特性、こどもの生活、遊び、集団における障がいの影響、障がい児保育の方法について <u>基本的な</u> ポイントを説明できる。	5・4・3・2・1
1-3 音楽療育に必要 な音楽知識・技術 の活用 力	③打楽器・鍵盤楽器などの楽器の名称と基本的奏法、コード記号について説明でき、簡単なピアノ伴奏の方法を説明できる。	・打楽器・鍵盤楽器などの楽器の名称やコード記号、個々の楽器の特性に合わせた奏法とその組み合わせ、保育現場を踏まえたピアノ伴奏の方法、楽器の知識をさらに高めるための課題を説明できる。	・打楽器・鍵盤楽器などの楽器の名称やコード記号、 <u>個々の楽器の特性に合わせた奏法、保育現場を踏まえたピアノ伴奏の方法について説明できる。</u>	・打楽器・鍵盤楽器などの楽器の名称やコード記号、 <u>基本的奏法、簡単なピアノ伴奏の方法について基本的な</u> ポイントを説明できる。	・教科書などを使って、打楽器・鍵盤楽器などの楽器の名称やコード記号、 <u>基本的奏法、簡単なピアノ伴奏の方法について説明できる。</u>	5・4・3・2・1	
	④簡単な曲の弾き歌いができる。	・簡単な曲を弾き歌いながら、 <u>保育の現場で効果的なレベルで実施</u> できる。	・簡単な曲を伴奏しながら <u>円滑に歌う</u> ことができる。	・簡単な曲を伴奏しながら <u>歌う</u> ことができる。	・簡単な曲の伴奏と歌をそれぞれにできる。	5・4・3・2・1	
	⑤手遊びや歌遊びを発達援助のために用いる遊びの展開および身体活動において実践ができる。	・保育現場を踏まえて発達に即した手遊びや歌遊びの表現活動や身体活動を実践でき、 <u>新しい遊びを考案</u> できる。	・保育現場を踏まえて発達に即して、手遊びや歌遊びの表現活動や身体活動を実践 <u>できる。</u>	・音楽を使って手遊びや歌遊びの表現活動や身体活動を <u>流れに即して実践</u> できる。	・音楽を使って手遊びや歌遊びの表現活動や身体活動を、 <u>部分的に実践</u> できる。	5・4・3・2・1	
	⑥保育の場で音楽遊びや身体表現活動の実践ができる。	・保育現場を踏まえて音楽遊びや身体表現を、 <u>新しい遊びや活動を考案</u> できる。	・音楽遊びや身体表現活動を <u>流れに即して実践</u> できる。	・音楽遊びや身体表現活動を、 <u>部分的に実践</u> できる。	・音楽遊びや身体表現活動を、 <u>部分的に実践</u> できる。	5・4・3・2・1	
		⑦こども曲の曲想や曲の構成を理解し、発達援助のために曲を簡単に構成できる。	・保育の場面を想定したこども曲の曲想や曲の構成について説明でき、 <u>保育現場で活用</u> できる発達援助のための曲の組み合わせや曲の構成ができる。	・保育の場面を想定したこども曲の曲想や曲の構成について説明でき、 <u>発達援助のための曲の組み合わせや曲の構成</u> ができる。	・こども曲の曲想や曲の構成について <u>基本的な事項を説明</u> でき、 <u>発達援助のための曲の組み合わせに必要</u> な基本的なポイントを説明できる。	5・4・3・2・1	

資格 到達 目標	開発能力	具体的な学習目標	レベル5（90点以上）	レベル4（80～89点）	レベル3（70～79点）	レベル2（60～69点）	学生自己 評価
こども音楽療育の意義を理解し、専門知識・技術を修得している。	2-1 音楽と発達 の理解	⑧乳幼児、児童の心身の発達、音楽的発達、心身の発達と遊びとの関係を理解している。	・乳幼児や児童の心身発達、音楽的発達、心身発達と遊びの関係について保育現場を想定して重要なポイントの説明でき、さらに音楽表現や遊びにおけるリスクを説明できる。	・乳幼児や児童の心身発達、音楽的発達、心身発達と遊びの関係について保育現場を想定して重要なポイントを説明できる。	・乳幼児や児童の心身発達、音楽的発達、心身発達と遊びの関係を <u>重要</u> なポイントを説明できる。	・教科書などを使って、 <u>乳幼児や児童の心身発達、音楽的発達、心身の発達と遊びの関係について基本的なポイント</u> を説明できる。	5・4・3・2・1
	2-2 音楽療育 知識	⑩発達障がい児、肢体不自由児、知的障がい児、聴覚障がい児などの障がい種別音楽療育の意義と具体的援助方法について理解している。	・障がい児保育、統合保育、通常保育における音楽の意義と音楽療育の限界について実践事例をもとに具体的に説明できる。	・障がい児保育、統合保育、通常保育における音楽の意義について <u>実践事例</u> をもとに具体的に説明できる。	・障がい児保育、統合保育、通常保育における音楽の意義について説明できる。	・教科書などを使って、障がい児保育、統合保育、通常保育における音楽の意義について説明できる。	5・4・3・2・1
2-3 音楽療育 に必要な 実践力		⑪障がい種別、形態別(個別・集団)の療育の実践ができる。	・障がい種別、形態別(個別・集団)の療育の基本的な活動を障がい種別や形態の特性を踏まえて実践ができる。	・障がい種別、形態別(個別・集団)の療育の基本的な活動を実践できる。	・障がい種別、形態別(個別・集団)の療育の基本的な活動を部分的に実践できる。	・教員の指導のもとで、障がい種別、形態別(個別・集団)の療育の基本的な活動を実践できる。	5・4・3・2・1
	⑫発達を援助していくための音楽遊びを 実践できる。	・保育現場を踏まえて、発達を援助していくための音楽遊びを 実践でき、新しい音楽遊びを考案できる。	・保育現場を踏まえて、発達を援助していくための音楽遊びを 実践できる。	・発達を援助していくための音楽遊びを部分的に実践できる。	・教員の指導のもとで、発達を援助していくための音楽遊びを 実践できる。	5・4・3・2・1	

領域 3

資格 到達 目標	開発能力	具体的な学修目標	レベル 5 (90 点以上)	レベル 4 (80～89 点)	レベル 3 (70～79 点)	レベル 2 (60～69 点)	学生自己 評価
力 を 備 え、 ス ペ シ ヤ リ ス ト と し て、 学 び、 専 門 知 識 や 技 術 を 使 つ て 総 合 的 に 実 践 す る 能 力	3-1 音楽療育 の総合的 実践力	⑬障がい児との交流を通して、障がい児と、障がいについて理解を深めることができる。	・障がい児との交流を通して、個々の乳幼児の障がいの特性を理解でき、音楽や遊びの必要性を説明できる。	・障がい児との交流を通して、個々の乳幼児の障がいの特性を説明できる。	・障がい児との交流を通して、障がいの基本的な特性を説明できる。	・教員の指導のもとで、障がい児との交流を通して、障がいの基本的な特性を説明できる。	5・4・3・2・1
		⑭療育や保育において発達を援助するための効果的な音楽の使用法について、保育の現場を想定した実践事例をもとに具体的に説明できる。	・療育や保育において発達を援助するための効果的な音楽の使用法について具体的に説明できる。	・療育や保育において発達を援助するための音楽の使用法について基本的な事項を説明できる。	・療育や保育において発達を援助するための音楽の使用法について基本的な事項を説明できる。	・教員の指導のもとで、療育や保育において発達を援助するための音楽の使用法について基本的な事項を説明できる。	5・4・3・2・1
		⑮心身の発達過程と音楽的発達の発達過程と音楽的発達の関係について体験をもとに説明でき、音楽の与える影響を説明できる。	・心身の発達過程と音楽的発達の関係について体験をもとに説明でき、音楽の与える影響を説明できる。	・心身の発達過程と音楽的発達の関係について体験をもとに説明できる。	・心身の発達過程と音楽的発達の関係について体験をもとに説明できる。	・教員の指導のもとで、心身の発達過程と音楽的発達の関係について体験をもとに説明できる。	5・4・3・2・1
3-2 実践活動 における 学びの継 続力		⑯障がい種別・形態別音楽療育の具体的な援助方法の意義を見出し、簡単な実践をすることができ、さらに学びを深める重要性を理解している。	・障がい種別・形態別音楽療育の具体的な援助方法の重要性について実践事例をもとに具体的に説明でき、基本的な活動を実践することができ、さらに保育現場の活動を通じて学びを深めるための課題や計画を明確に説明できる。	・障がい種別・形態別音楽療育の具体的な援助方法の重要性について実践事例をもとに具体的に説明でき、基本的な活動を実践することができ、さらに学びを深める必要性を具体的に説明できる。	・障がい種別・形態別音楽療育の具体的な援助方法の重要性を説明でき、基本的な活動を部分的に実践することができ、さらに学びを深める必要性を説明できる。	・障がい種別・形態別音楽療育の具体的な援助方法の重要性を説明でき、教員の指導のもとで基本的な活動を実践することができ、さらに学びを深める必要性を説明できる。	5・4・3・2・1

◇評価記入上の注意

- ※¹ 各レベルに付記する数はあくまで大学教育評価に対応する目安。
- ※² レベル 1 の記載はないが、レベル 2 に達しないものをレベル 1 とみなして評価する。
- ※³ 「開発能力」「具体的な学修目標」の達成度自己評価を行う際、そのすべてに対応する授業科目（学修プログラム）があり、また履修しているとは限らないので、具体的な学修目標を整理して該当するものについてのみ自己評価し、該当しないものは、自己評価をせずに空欄のままにする。
- ※⁴ 領域別総合評価は、その領域の開発能力の学修目標達成度の自己評価の記載結果を確認し、それをもとにその領域の学修目標達成度について総合的に評価する。（総合評価の記載は「到達目標達成度評価表（提出用）」に記す）

【こども音楽療育士】教育課程 到達目標達成度評価表（提出用）

資格到達目標	開発能力	具体的な学修目標	学生自己評価 (項目別)レベル	学生自己評価 (領域別)総合評価
領域1 こども音楽療育の基礎となる知識・技術・教育・福祉に関する実践的知識・技能を修得している。	1-1 音楽の基本知識と音楽技術	①音楽理論、鍵盤楽器、打楽器、歌、身体表現、音楽遊びに関する基礎知識および基礎的な音楽技術がある。	5・4・3・2・1	5・4・3・2・1
	1-2 音楽療育に必要な基礎的な知識	②障がいのあるこどもたちを理解するための保育、教育、福祉、さらに心身の発達、障がい特性、保健について理解している。	5・4・3・2・1	
	1-3 音楽療育に必要な音楽知識・技術の活用力	③打楽器・鍵盤楽器などの楽器の名称と基本的奏法、コード記号について説明でき、簡単なピアノ伴奏の方法を説明できる。	5・4・3・2・1	
		④簡単な曲の弾き歌いができる。	5・4・3・2・1	
		⑤手遊びや歌遊びを発達援助のために用いる遊びの展開および身体活動において実践ができる。	5・4・3・2・1	
		⑥保育の場で音楽遊びや身体表現活動の実践ができる。	5・4・3・2・1	
領域2 こども音楽療育の意義を理解し、専門知識・技術を修得している。	2-1 音楽と発達の理解	⑧乳幼児、児童の心身の発達、音楽的発達、心身の発達と遊びとの関係を理解している。	5・4・3・2・1	5・4・3・2・1
		⑨障がい児保育、統合保育、通常保育における音楽の意義について理解している。	5・4・3・2・1	
	2-2 音楽療育知識	⑩発達障がい児、肢体不自由児、知的障がい児、視覚障がい児、聴覚障がい児などの障がい種別音楽療育の意義と具体的援助方法について理解している。	5・4・3・2・1	
		⑪障がい種別、形態別(個別・集団)の療育の実践ができる。	5・4・3・2・1	
領域3 こども音楽療育の意義を理解し、専門知識・技術を修得している。	3-1 音楽療育の総合的実践力	⑬障がい児との交流を通して、障がいについての理解を深めることができる。	5・4・3・2・1	5・4・3・2・1
		⑭療育や保育において発達を援助するための効果的な音楽の使用方法を理解している。	5・4・3・2・1	
		⑮心身の発達過程と音楽的発達の関係を体験的に理解することができる。	5・4・3・2・1	
	3-2 実践活動における学びの継続力	⑯障がい種別・形態別音楽療育の具体的援助方法の意義を見出し、簡単な実践をすることができ、さらに学びを深める重要性を理解している。	5・4・3・2・1	

○評価結果の全体振り返りと今後の自分の開発能力と学修課題について（300字程度 学生記入）

大学コード		大学名		学部・学科	
学籍番号		氏名			

教職員提出確認

こども音楽療育士資格認定規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 一般財団法人全国大学実務教育協会（以下「本協会」という。）の定款第6条第2項の規定により、こども音楽療育士の資格教育課程の認定及び資格認定証の授与に関する必要な事項については、この規程の定めるところによる。

第2章 資格教育課程

(資格教育課程の認定)

第2条 本協会が有する資格認定証の授与を受けようとする大学（短期大学及び専攻科を含む。以下同じ。）は、本協会の会員校として入会し、併せて本協会が定める資格教育課程の認定を予め受けなければならない。

2 資格教育課程編成等に変更が生じる場合には、必要に応じ変更届を提出し、認定を受けなければならない。

(資格教育課程)

第3条 資格教育課程を設置するにあたっては、大学本来の教育課程を逸脱することなく、履修できるように配慮しなければならない。

2 資格教育課程は、本協会が学修領域ごとに定める資格到達目標を達成できるように教育課程を編成しなければならない。詳しくは「資格ガイドライン」の内容に準拠するものとする。

3 資格教育課程の開設は、原則として大学又は学部・学科単位で行う。

4 資格教育課程については、学則又は別途の規程もしくは細則において定める。

(教員の配置)

第4条 教員の配置は、次の各号によるものとする。

(1) 当該資格教育課程の必修科目を担当する教員のうち1名以上は専任教員を配置するものとする。ただし、必修科目に専任が得られない場合は、当分の間、選択科目に1名以上配置する。この号においては学内兼任を専任とみなす。

(2) 前項に掲げる専任教員（複数の場合は、代表として1名）については、履歴書及びこども音楽療育に関する教育研究業績調書（実務実績を含む。）等を提出しなければならない。また、教員に変更があった場合には、その都度これらの書類を提出しなければならない。

(3) 当該資格教育課程を統括するため資格教育課程責任者として専任教員1名を配置する。

(施設・設備)

第5条 施設・設備は、音楽療育教育に必要な機能をもつものを備えるものとする。

(図書・学術雑誌等)

第6条 図書・学術雑誌等は、音楽療育教育に必要なものを保有するほか、視聴覚教材も保有するものとする。

(実情調査)

第7条 本協会は、教育の実施状況について、必要に応じ随時実情調査を行うものとし、不適格と認められた場合には資格教育課程の認定を取消すことがある。

(資格教育課程等の自己点検チェックリストによる調査)

第8条 本協会は、資格教育課程等認定後、会員校の資格教育課程の自己点検により質の向上を図るため、隔年度「資格教育課程等の自己点検チェックリスト」による調査を行い、会員校は、その調査結果を本協会に報告しなければならない。

(資格教育課程の認定申請・変更申請)

第9条 資格教育課程の認定申請手続、資格教育課程編成等の変更申請の手続については、資格教育課程認定申請手続要項に定める。

第3章 資格の授与

(資格の授与)

第10条 本協会は、この規程に定める要件を満たした者にこども音楽療育士の資格を授与する。

(資格授与要件)

第11条 こども音楽療育士の資格を取得しようとする者は、本協会が資格教育課程を認定した大学において、本協会が定める領域ごとに、開発能力の主たるものを含め、資格到達目標を達成しなければならない。達成には、大学が定める資格教育課程を履修し、次表に定めるところにより、所定の単位を修得しなければならない。

領域・資格到達目標の区分		開発能力	必修修得 単位数	総修得 単位数
領域 1	こども音楽療育の基礎となる保育・教育・福祉の知識、音楽と発達の知識、音楽知識や技術を広く身につけ、実践学修ができる基礎能力を修得している。	・音楽の基本知識と音楽技術 ・音楽療育に必要な基礎的な知識 ・音楽療育に必要な音楽知識・技術の活用力	4単位以上	20単位 以上
領域 2	こども音楽療育の意義を理解し、専門知識・技術を修得している。	・音楽と発達の理解 ・音楽療育知識 ・音楽療育に必要な実践力	3単位以上	
領域 3	こども音楽療育や音楽の演習を通して、専門知識や技術を使って総合的に実践する能力を備え、スペシャリストとして、学びを継続する重要性を理解している。	・音楽療育の総合的実践力 ・実践活動における学びの継続力	1単位以上	

- 2 大学及び大学以外の施設（大学附置教育センター、高等学校、企業等）における学修のうち到達目標を達成するためのものとして大学が認定するものは資格の単位として取り扱うことができる。
- 3 第1項に定める所定の単位を修得した者は、本協会が「資格ガイドライン」に定める到達目標達成度評価制度に基づき自己評価（到達目標達成度評価）を行うものとする。
- 4 大学が科目等履修生の資格取得を認める場合は、大学が定める資格教育課程を履修し、到達目標達成度評価を行った者に対して資格を授与する。

（資格授与の申請）

第12条 こども音楽療育士資格認定証は、当該大学長の申請に基づき授与する。

- 2 資格認定証の申請手続は別に定める。

（資格授与申請年度等）

第13条 前条の申請は、本協会が資格教育課程を認定した年度以降、第11条に定める要件を満たした者から適用する。

- 2 申請の期限は、毎年7月末日又は11月末日とし、資格認定証は単位修得結果の確定後、当該申請大学の学長に送付する。

（資格授与の申請費用）

第14条 資格授与の申請に要する費用は、一件あたり5,500円（消費税込）とする。

- 2 資格を申請し、申請年度中に資格を取得するために必要な科目・単位を修得できなかった者は、申請の翌年度から起算して10年以内に当該科目・単位を修得した場合に限り、申請費用を新たに徴収せずに、資格認定証を授与する。

（資格の使用）

第15条 こども音楽療育士の資格は、本協会の資格認定証を授与された者でなければ、使用することができない。

（資格認定証の様式）

第16条 資格認定証の様式は、別に定める。

（証明書の発行）

第17条 資格認定証を授与された者が授与証明を希望する場合は、資格（称号）授与証明書を発行する。

- 2 証明書に要する費用は、一件あたり1,100円（消費税込）とする。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年2月20日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、2018年2月17日から施行し、2020年4月1日から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第14条第1項及び第17条第2項の規定は、2019年10月1日から適用する。
- 3 この規程改正前に資格教育課程の認定を受けている大学は、2019年7月25日までに本協会の定める到達目標達成度評価制度の導入の有無を選択して資格教育課程編成確認届を提出し、本協会の確認を受けなければならない。これにより協会の確認を受けた場合には、第2条第2項に定めることも音楽療育士の資格の教育課程の変更承認を受けたものとみなす。この場合にあっては、第11条の規定にかかわらず、原則として2023年3月31日までは改正前の資格の取得の要件の定めるところによることができる。その後の申請手続については第2条第2項に定めるところによる。
- 4 前項による資格認定証の申請手続、申請費用については、第12条から第17条に定めるところによる。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2023年4月1日から施行する。ただし、第11条第3項及び第4項の到達目標達成度評価の規定は、直ちに実施することが困難な場合は、本協会に申し出ることにより、当分の間この適用を猶予する。

附 則

この規程は、2023年9月15日から施行する。

資格ガイドライン・規程

発 行 2020 年 12 月 1 日

発行所 一般財団法人全国大学実務教育協会

〒 102-0074

東京都千代田区九段南四丁目 2-12

第三東郷パークビル 2 階

電話 03-5226-7288

FAX 03-3263-8633

E-mail jaucb@jaucb.gr.jp

URL <https://www.jaucb.gr.jp>

